

ひとひと 女と男 パートナーシップ

問い合わせ先 企画課男女共同参画推進係 ☎ 72-2111 内線 222

DV被害をふせぐために！わたしごとをきかそう

11月16日、国の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（11月12日～25日）に合わせて男女共同参画セミナー「ちょっと気になるセクハラ人権者座を開催しました。」DV被害をふせぐために！わたしにできること」をテーマとし、講師にはアジア女性センターの児島むつ子さんをお招きしました。

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、「配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」のことを言います。DV被害について理解が深まる講演内容でした。

【講演内容】

●なぜDVが起きるのでしょうか

加害者は力を利用して、力のある方が力の少ない方を思い通りにしようとしています。

しかし、加害者は誰にでも暴力を振るうわけではなく、どこで誰に対して暴力を振るうかを決めて、暴力を振るっています。

例えばストレスが高じて仕事場の人に暴力を振るうことはありません。家庭の中でパートナーや子どもに対して暴力を振るうのです。

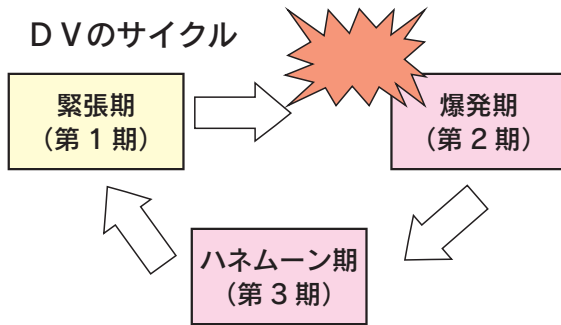
●けんかやDVの違う点？

- ・一方が、いつも他方を怖がっている
- ・相手の顔色ばかりつかう
- ・自分のことを自分で決められない
- ・いやと言えない

など、DV被害者は常に自分を押し殺してしまっています。

●どうして別れられないの？

DVには一定のサイクルが見られます。第1期の緊張期はストレスを溜めている時期です。そして、溜まったストレスを第2期で爆発させ、暴力を振ります。ところが、第3期のハネムーン期で一時的に優しくなります。しかし、一定期間が過ぎるとまた第1期へと突入していきます。



このようなサイクルが繰り返される中で、被害者は加害者に対して「優しいときもあるから」と、暴力を振るわれることを無理やり我慢してしまっています。また、「そのうち変わってくれるかもしれない」という期待を持ってしまう。

その他、「別れたあとの生活費が心配である」「仕事を見つける方法がわからない」などの不安を抱えているために別れられない場合もあります。これまで経済的にも精神的にも依存せざるを得なかった状況では、自立の方法を考えつくことが困難です。

また、もし逃げ出しても、探し出されて暴力がエスカレートすることを恐れている人もいます。

●DV・虐待の子どもへの影響

「子どもには父親が必要だから」という理由で別れられない場合もあります。しかし、DVが起こっている家庭に育つ子どもは、学校で問題行動を起こす、暴力を問題解決の手段に選ぶ、将来自分のパートナーに暴力を振るう、などの可能性が高いと言われています。自尊心が育たず、大人を信頼できなくなってしまうこともあります。

また、DVが起こっている家庭では、同時に虐待も起こっている場合が多く見られます。

父親からの虐待や、DV被害者である母親からの虐待を受けたり、あるいは、加害者が被害者を支配する手段として、子どもが虐待を受ける場合もあります。このような環境では子どもが子どもとして生きることができません。

●わたしごとをきかそう

女性に対する暴力をなくすために、私たちにできることは、まずしっかりと話を聞くことです。また、相手の話を否定しないことや、相談された内容を他人に話さないことも大切です。

そして、具体的な対策については専門家へ相談することを勧めてください。身近にいる人や専門家など、私たちがみんなのサポートが必要です。

○北筑後保健福祉環境事務所
(DV相談専用電話)
☎ 34-8111
毎週月～金曜日
午前8時30分～午後5時15分

○おごおり女性ホットライン
☎ 092-513-7337
毎週月～金曜日
午前10時～午後5時

※いずれも祝日、12/29～1/3 除く